

人間・科学・宗教総合研究センター研究紀要内規

令和2年5月15日

(目的)

第1条 この内規は、人間・科学・宗教総合研究センター（以下「人間総研センター」という。）規程第4条第3号に規定する研究成果として人間・科学・宗教総合研究センター研究紀要（以下「センター紀要」という。）を刊行するにあたり必要な事項について定めることを目的とする。

(趣旨)

第2条 人間総研センターは、毎年度、所管するプロジェクト研究の成果及び関係する内容をセンター紀要にまとめ、刊行する。

(掲載)

第3条 センター紀要は、研究論文、その他編集会議が認めたもの（以下「論文等」という。）を掲載する。

2 論文等の内容は、未発表のものに限る。なお、受理された論文等を他の学会誌等に投稿することはできない。

3 筆頭著者として掲載できる論文等は、原則として、刊行する1つの号につき、一人1編までとする。

4 論文等の文字数は、原則として、1編につき20,000字（英文10,000語）以内とする。

5 論文の場合は、和文タイトルに英文タイトルを併記することとする。

(編集会議)

第4条 論文等の採択、体裁の決定、刊行を行うため、人間総研センターのもとに人間・科学・宗教総合研究センター研究紀要編集会議（以下「編集会議」という。）を置く。

(委員構成)

第5条 編集会議の構成は、次の各号のとおりとする。

(1) 人間・科学・宗教総合研究センター長

(2) 人間・科学・宗教総合研究センター長が指名する者 若干名

(委員長)

第6条 委員長は、前条第1号の委員をもって充てる。

(エディトリアルボード)

第7条 センター紀要の質を保証するため、編集会議のもとに助言等を行うエディトリアルボードを置く。

2 エディトリアルボードの構成は、学内外の人文科学分野、社会科学分野、自然科学分野の研究者からそれぞれ若干名を選出する。

(査読)

第8条 投稿された研究論文等の採否は、査読を経て編集会議が決定する。

2 査読者は、1編の研究論文等につき、原則として2名とする。

3 査読者は、予め編集会議にて定められた候補者の中から原則として専門分野を考慮し、編集会議が委嘱する。

(投稿資格)

第9条 投稿資格は、次の各号のとおりとする。

(1) 人間総研センターが所管するプロジェクト研究として設置したセンターの研究員、研究協力者及び博士研究員

(2) その他編集会議が認めた者

(提出)

第10条 原稿等は，編集会議が設定した期限までに提出を行う。

2 提出された原稿等は返却しない。

3 校正は，著者校正とする。

(公開)

第11条 センター紀要の公開は，人間総研センターのウェブサイト及び本学図書館の学術機関リポジトリにおいて行う。

2 前項に基づき論文等を電子化し公共の利用に供する場合，執筆者は，掲載された論文等の複製権及び公共送信権の行使を人間総研センターに許諾することとする。

(改廃)

第12条 本内規の改廃は，全学研究政策会議において決定する。

付 則

この内規は，令和2年5月15日から施行する。

付 則（令和2年7月17日旧第11条削除，旧第12条，旧第13条繰上）

この内規は，令和2年7月17日から施行する。